

砂川都市計画区域（砂川市）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、砂川都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

砂川都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	砂 川 市	行政区域の一部	約 2,346 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中部に位置しており、東側のなだらかな丘陵地帯が西側に向けて傾斜しており、北部と南部は平地となっている。

市街地は丘陵地帯と石狩川の中の平地に、南北に細長く形成されており、JR 函館本線、国道 12 号及び北海道縦貫自動車道が縦断しているが、人口の減少や少子高齢化の進行、消費行動の変化、モータリゼーションの進展などにより、商店街の衰退と空洞化による中心市街地の活力低下が進んでおり、まちなか居住の推進などによる中心市街地の活性化が求められている。

本区域では、砂川市総合計画において目指す都市像を「安心して心豊かに いきいき輝くまち」とし、今後の都市計画における基本理念として「環境を重視したコンパクトで活力のある市民が主役のアメニティタウン」を掲げている。

また、中心市街地については、JR 砂川駅周辺地区の環境整備を進め、「賑わいの創出、まちなか居住の推進、商店街活性化」を目指すこととしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口、世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞しており、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測させる。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。これに加え市街地の規模に大きな影響を与える

大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・3・2号大通（国道12号）沿道及び砂川駅周辺を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少・少子高齢化の進行、経済状況の変化等を踏まえ、住宅地や商業業務地の空き家、空き店舗、工業誘致の低迷が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、JR砂川駅東側に配置し、公営住宅や交流施設により、利便性の高いまちなか居住の推進を図る。
- ・一般住宅地は、市街地中央部の3・3・2号大通（国道12号）沿道などに配置し、一定程度の生活利便施設の立地による利便性の向上と良好な住環境の保全の調和が図られた住宅を形成する。
- ・専用住宅地は、市街地東側の丘陵地に配置し、自然環境と調和の図られた良好な住環境の形成を図る。また、市街地西側には、公営住宅等の中低層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、オープンスペースが適切に確保された良好な住宅地の形成を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR砂川駅前を中心とする、3・3・2号大通（国道12号）沿道に配置し、商業業務施設や生活利便施設等の立地による利便性の向上、魅力的な都市空間の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、北光地区及び中心商業業務地南側の3・3・2号大通（国道12号）沿道に配置し背後地の住宅地や道路利用者の利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・豊沼地区には、専用工業地を配置し、化学工場、発電所、火薬工場をはじめ、関連企業等の工業施設が集積しており、幹線である3・3・2号大通（国道12号）や北海道縦貫自動車道奈井江砂川インターチェンジに近接する利便性を生かした土地利用の維持、増進を図る。
- ・道央砂川工業団地には、専用工業地を配置し、幹線である3・3・2号大通（国道12号）や北海道縦貫自動車道砂川SAスマートインターチェンジに近接する利便性を生かし積極的な企業誘致と産業振興を図る。
- ・中心商業業務地北側の3・3・2号大通（国道12号）沿道には、一般工業地を配置し、交通利便性の高さを生かした、沿道型工業地として土地利用を図る。
- ・空知太地区の3・3・2号大通（国道12号）沿道には、一般工業地及び流通業務地を配置し、交通利便性の高さを生かした流通業務施設や自動車関連施設などが立

地する工業・流通業務地として土地利用を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・晴見地区において、用途の混在がみられることから、将来的な見通しを踏まえ、周辺の用途地域の指定のない区域の取扱いも含め、用途転換、用途純化等、土地利用の見直しを進める。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・JR砂川駅周辺については、にぎわいと活性化を図るとともに、自由通路による歩行者ネットワークの形成や、公営住宅、交流施設等による土地の高度利用を図る。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・郷土景観を構成する砂川神社周辺の樹林地や、JR函館本線沿線に植生する樹林地は都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、火災時における延焼防止等、災害の予防対策に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地を取り巻く森林、河川などの市街地周辺の自然環境については、都市と自然との共生・調和ができるように保全を図るとともに、市民の憩いとうるおいの場、さらには交流の場となるような活用を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・既存集落等で地域の活性化や土地利用上、都市的土地利用が望ましい地域及び都市的土地利用が予想される地域については、農林業との調整を図りながら特定用途制限地域等を活用し、周辺環境との共生・調和に努める。
- ・用途地域の指定のない区域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図り、周辺環境との共生・調和に努める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、道央圏と道北圏との中間に位置することから、広域的な交通や物流の増加に対応するため、国道 12 号を中心とした国道と道道による道路網の形成に努める。
- ・本区域は、J R 函館本線の東西に市街地が形成されていることから、市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.95 km/km ²	2.95 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・3・2 号大通（国道 12 号）及び 3・3・23 号空知通（国道 12 号）を都市の骨格となる道路として配置する。
- ・3・2・1 号石山公園通（一般道道砂川歌志内線）、3・3・3 号赤平砂川線（主要道道芦別砂川線）、3・3・4 号砂川新十津川線（一般道道砂川新十津川線）、3・4・5 号文珠砂川線（一般道道文珠砂川線）、3・4・6 号駅前通（一般道道砂川停車場線）、3・4・19 号東 2 線南 4 号通（一般道道砂川奈井江美唄線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

- ・3・4・6 号駅前通（一般道道砂川停車場線）に J R 函館本線砂川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、石狩川流域下水道計画と整合を図りつつ、下水道整備に努める。

イ 河川

- ・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は、平成 27 年(2015 年)で 93.1%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら、砂川公共下水道及び石狩川流域下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を行う。

b 河川

- ・石狩川、空知川、パンケ歌志内川、パンケ歌志内川及び石山川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策などに努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備及び既存施設の長寿命化対策による計画的な改築更新に努める。
- ・石山川の河川改修の促進を図る。

(3) その他の都市施設

- ・一般廃棄物中間処理施設及び砂川卸売市場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行う。
- ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設については、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地は、南北に細長い市街地を挟み込むように東部に展開する良好な石山一帯の樹林地及び西側外縁部を南北に流れる石狩川や空知川、市街地の中央を流れるパンケ歌志内川及びパンケ歌志内川の河川空間を骨格とし形成されている。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・良好な自然環境を保全する緑地として、石山樹林地及び空知太樹林の樹林地、石狩川、空知川及びパンケ歌志内川の河川緑地、砂川神社周辺の緑地、J R函館本線沿線の樹林地、市街地周辺に広がる農地、石山公園、石狩川水系砂川緑地（オアシスパーク）、北光公園、水環境を活用した緑地としての北海灌漑溝及び道央砂川工業団地周辺の緑地を配置する。

b レクリエーション系統

- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処するため、街区公園及び近隣公園を人口動向や緑地バランスに配慮しつつ、適正に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処するため、石山公園、石狩川水系砂川緑地、北光公園及び日之出公園を配置する。

c 防災系統

- ・災害時における避難地及び防災拠点として、北光公園、日之出公園及び若草公園を配置するとともに、災害時の遮断空間として、石狩川、空知川及びパンケ歌志内川等の河川緑地、北海灌漑溝、道央砂川工業団地の緑地及びJ R函館本線沿線の樹林地を配置し、周辺環境の保全を図る。

d 景観構成系統

- ・自然景観地として、石山樹林地及び空知太樹林地を配置し、良好な水辺景観地として、石狩川、空知川及びパンケ歌志内川の河川緑地、北光公園、石狩川水系砂川緑地及び北海灌漑溝を配置する。

また、郷土的景観を形成するため、砂川神社周辺に緑地を配置する。

② コンパクトなまちづくりに係る配置方針

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。